

院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

1) 基本理念

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。院内感染対策を全職員が把握し、病院の理念に沿った医療を提供できるように、本指針により院内感染対策を行う。

2) 用語の定義

(1) 院内感染、医療関連感染

病院環境下において入院後 48 時間、退院後 48 時間までに発生した原疾患と関係のない感染症を「医療関連感染」という。指針の中では、医療法施行規則で用いられている「院内感染」の用語を用いる。

(2) 院内感染の対象者

院内感染の対象者は、入院患者、外来患者の別を問わず、見舞人、訪問者、医療従事者、さらには委託業者および、出入り業者等を含む。

3) 本指針について

(1) 策定と変更

本指針は感染管理委員会の議を経て策定したものである。定期的または必要に応じ、変更し、変更に関しては最新の科学的根拠に基づき行う。

(2) 職員への周知と遵守率向上

本指針に記載された各対策は、全職員で協力し遵守率を高めなければならない。感染制御チーム（以下「ICT」とする）は、現場職員が自主的に各対策を実践し、自覚を持って医療にあたるよう誘導する。

2. 院内感染対策に関する管理組織機構

(1) 院内感染予防対策委員会

病院長を委員長とし、各部門責任者を構成員として組織する院内感染予防対策委員会を設け、毎月1回定期的に会議を行い、次に掲げる審議事項を審議する。

また、緊急時は臨時会議《(2)の院内臨時感染対策委員会》を開催する。

【院内感染予防対策委員会審議事項】

- ① 院内感染対策の検討、推進。
- ② 院内感染予防の対応
- ③ 院内感染に関する情報収集および分析、原因究明。
- ④ 院内感染予防に関する職員の教育、研修。
- ⑤ その他、院内感染対策に関する事項。

(2) 臨時院内感染対策委員会

病院長、理事長、ICTメンバー、看護部長、事務長、感染専任看護師等で構成され、重大な院内感染事例が発生した場合、また感染症の流行、蔓延を防ぐために必要かつ迅速な対応をとるために開催される。

【臨時院内感染対策委員会が開催される場合】

- ①アウトブレイクの発生または、特定の感染症が発生するなど、緊急対応が必要となった場合。
- ②感染対策マニュアルに対応が定められていない院内感染が発生して、緊急の対応が必要となった場合。
- ③国内、世界的規模での感染症の流行や蔓延のおそれにより、感染対策実施について検討の必要がある場合。
- ④その他、病院長が必要であると認めた場合。

(3) 感染制御チーム (ICT)

病院長直属のチームとして、感染対策に関する権限を委譲され、責任を持って院内感染の発生予防に関する業務を行うための ICT を置く。ICT は病院長が任命する医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、事務職員、放射線技師、管理栄養士、理学療法士、臨床放射線技師で構成され、院内感染発生予防のための調査、研究および対策の確立に関し、迅速かつ機動的に活動を行う実働集団である。ICT は定期的にラウンド、カンファレンスを行い、それぞれの職種の専門性を生かし、協力しながら組織横断的に活動を行う。また、緊急時は臨時会議に参加する。

(4) ICT 委員会

病院長を委員長とし、各部署の院内感染予防対策を中心となり行う職員で構成される ICT 委員会を設け、毎週水曜日 15 時から定期的に会議を行う。各部署の所属長と ICT 委員と連携し、部署内の感染対策活動を担う。

【ICT の活動】

- ① 院内感染対策に係る情報の収集、提供、相談、連絡。
- ② ICT 会議、院内感染対策委員会の決定事項を各部署内へ連絡、および共有。
- ③ 院内感染予防対策を各部署に浸透。
- ④ 感染対策に必要な知識、技術の習得および同部署内への教育、指導。
- ⑤ 感染対策マニュアルの作成、改定。
- ⑥ 感染関連資料の整備。
- ⑦ 感染対策マニュアルの遵守状況の把握と指導。
- ⑧ 職員に対する感染対策の教育と、必要な広報。
- ⑨ 定期的（病棟は 1 回以上/週、他部署は月 1 回以上）なラウンドとその記録。
- ⑩ 抗菌薬の適正使用の推進（広域抗菌薬・抗 MRSA 薬届出制実施、抗菌薬ミーティング）。
- ⑪ 医療関連感染サーベイランス。
- ⑫ サーベイランス情報分析、評価、フィードバック、効果的な感染対策の立案。
- ⑬ 針刺し切創時の対応、対策。
- ⑭ 各種ワクチン接種。
- ⑮ 院内感染事例の把握とその対策の指導。
- ⑯ 院内感染予防対策の実施状況の把握と、対策に関する指導。

- ⑰ アウトブレイク、あるいは異常発生の特定と制圧。発生の原因究明と、必要な改善策の立案と職員への周知。
- ⑱ 感染に関する各種コンサルテーション業務。
- ⑲ 各種専門委員会との連絡調整。
- ⑳ 隔離、コホーティングに関するベッドコントロールの助言、勧告。
- ㉑ その他院内感染の発生予防に関する事項。

3. 職員研修に関する基本方針

- (1) 院内感染予防対策の基本的考え方及び具体的方法について職員に周知徹底を図り、職員の院内感染に対する知識、技術の向上を図る。また、医療従事者として感染対策への意識の向上を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修のほか、病院全体に共通する院内感染に関する内容について、年2回以上全職員を対象に開催する。院内講師による研修の場合、同じ内容の研修を複数回行う等受講機会の拡大に努める。必要に応じて、各部署、職種毎の研修についても随時開催する。
- (3) 就職時の初期研修は、ICTが適切に行う。また学研ナースングサポートの活用をする。
- (4) 職員は、年2回以上感染対策研修を受講しなければならない。
- (5) 研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）または、外部研修の実績等（受講日時、研修項目等）を記録、保存する。
- (6) 研修の対象者は、職員および委託職員とする。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

(1) サーベイランス

当院における感染症の発生状況の把握と、原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集し、的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを可能な範囲で実施する。

- ① MRSAなどの耐性菌サーベイランス
- ② 伝播力が強く、院内感染対策上問題となる感染症サーベイランス
- ③ 外来、病棟におけるインフルエンザ迅速検査者数及び陽性者数のサーベイランス
- ④ 血管内留置カテーテル関連血流感染、人工呼吸器関連肺炎、尿道留置カテーテル関連尿路感染、手術部位感染など対象限定サーベイランス

(2) アウトブレイクあるいは異常発生

アウトブレイクあるいは異常発生は迅速に特定し対応する。1例目の発見から4週間以内に、同一病棟において新規に同一菌種による感染症の発病症例（以下の4菌種は保菌者を含む：バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌（VRSA）、多剤耐性緑膿菌（MDRP）、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）、多剤耐性アシネトバクター・バウマニ（MDR-Ab）、カルバペネム耐性腸内細菌科腸内細菌（CRE））が計3例以上特定された場合アウトブレイクを疑う。

【保健所への連絡】

同一菌種による感染症の発病症例が多数にのぼる場合（目安として10名以上となった場合）または当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合においては、管轄する保健所に速やかに報告する。また、このような場合に至らない時点においても、感染管理委員長の判断のもと、必要に応じて保健所に連絡・相談する。

5. アウトブレイクあるいは異常発生時の対応に関する基本方針

- (1) 各種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- (2) 臨床検査科細菌検査室では、検体からの検出菌の薬剤パターンなどの解析をおこなって、疫学情報を日常的にICTおよび臨床側へフィードバックする。
- (3) アウトブレイクあるいは異常発生時には、その状況及び患者への対応等を病院長へ報告する。臨時院内感染対策委員会を開催し、速やかに発生原因を究明し京大ICTにも連絡しご指導を受け、改善策を立案し、対策を実施するよう全職員への周知徹底を図る。
- (4) 報告の義務付けられている届出疾患が特定された場合は、感染症法に基づき、速やかに保健所へ報告する。

6. 患者等に対する情報提供と説明に関する基本方針

- (1) 本指針は、本院ホームページにおいて、閲覧ができるようにする。
- (2) 感染防止の基本について患者、家族へ説明し、理解を得た上で協力を求める
- (3) その他の医療機関内における院内感染対策の推進。
- (4) 感染制御に関する質問は、「京都大学感染制御部 075-751-4967」に電話連絡し、適切な助言を得る。
- (5) 所轄保健所に相談し適切な助言を得る。

7. その他院内感染対策の推進のための基本方針

- (1) 職員は、感染対策マニュアルに沿って、標準予防策を遵守し感染対策に努める。
- (2) 標準予防策の一つである手指衛生は、感染対策の基本であるので、これを遵守する。
WHOの手指衛生ガイドライン「私の手指衛生5つのタイミング」に従う。
- (3) 職員は、個人防護具の使用、針取り扱い時リキャップの禁止、携帯用針捨てボックスの携帯、安全機能付き器材の使用など、職業感染予防に努める。
- (4) 職員は、自らが感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、ウイルス性疾患に関して、ワクチン接種歴、罹患歴、個人抗体価を把握する。また、流行性ウイルス性疾患ワクチン(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎)、B型肝炎ワクチン及びインフルエンザワクチンなど必要な予防接種は積極的に接種を促す。

8. 委員会の議事内容は(議事録)、看護管理室に保管する

(付則) この規定は、平成4年4月1日から施行する。

また、平成25年2月1日に院内感染対策指針と名称を変更し全面改訂。